

会 議 録

会議の名称	平成 27 年度第 4 回所沢市高齢者福祉計画推進会議
開催日時	平成 28 年 1 月 21 日(木)午後 3 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
開催場所	市役所 3 階全員協議会室
出席者の氏名	水野委員・浜島委員・倉部委員・高野澤委員・生澤委員・米川委員・小原委員・吉本委員・稲津委員・佐藤委員・根本委員・篠崎委員・大島委員・大川委員・石原委員・瀧本委員・斎藤委員
欠席者の氏名	大島委員・市川委員・柴井委員
議 題	(1) 地域包括支援センターの運営状況について (2) 地域包括支援センターの評価について (3) 地域包括支援センター運営方針について (4) 報告事項
会議資料	会議次第 委員名簿 資料 1 地域包括支援センターの運営状況について 資料 2 地域包括支援センターの評価について・参考資料 1、2 資料 3 地域包括支援センター運営方針について 報告資料 1 第 6 期計画における広域型特別養護老人ホームの整備について 報告資料 2 第 6 期計画における地域密着型サービスの整備について その他
担当部課名	福祉部 本橋部長・植村次長 高齢者支援課 (池田課長・新井主幹・滝澤副主幹・吉永副主幹・築地主査・坂田主任・宮川主任・伊藤主任) 介護保険課 (仲課長・平林主査・長浜主任) 健康推進部 保健医療課 (岸課長・田村主査) 健康づくり支援課 (町田主査) 事務局 福祉部高齢者支援課 電話 04-2998-9120

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>開会</p> <p>委員により会議の公開が承認され、傍聴者が入場する（2名）。</p> <p><u>議題（1）地域包括支援センターの運営状況について</u></p> <p>9月から11月の報告を行う。資料1・P1（1）訪問相談について、訪問型介護予防事業が659件となっている。7・8月と比べると3割ほど多くなっている。理由としては、心とからだの健やかアンケート（認知症アンケート）の結果から、支援が必要な者にアプローチしたためである。他の項目は前回とほぼ同じ程度であり、予定通りであると考えている。</p> <p>次に、資料1・P2、3介護予防サービス計画作成について報告する。新規委託事業者として、松井西地域包括支援センターの東京海上日動みずたま介護ST所沢ケアプランセンターと、柳瀬地域包括支援センターの居宅介護支援センターあゆみの2か所が新しく委託を始めた事業所である。担当ケアマネジャーが研修を受けていることを確認しているため、適切な委託だと考えている。</p>
事務局	<p><u>議題（2）地域包括支援センターの評価について</u></p> <p>1．これまでの経緯について（参考資料1）</p> <p>国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」で地域包括支援センターの評価が位置づけられたことから、平成25年度および平成26年度は、先進自治体の事例を参考に、記述式の自己評価票で評価を実施した。参考資料2・P14に昨年度の評価票6ページの内2ページを掲載している。評価は各地域包括支援センターが左の評価基準を見ながら、右の記載欄に実施状況を記載し、A～Dの自己評価を記入する形で実施していた。</p> <p>平成26年度に介護保険法が改正され、参考資料2・P15にあるように第115条の46関連は、「地域包括支援センターの設置運営について」内容の変更および追加があった。</p> <p>昨年度からの大きな変更は、法律で明確に評価のことが定められたという点である。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>2．今後の評価の方向性について（案）（参考資料1）</p> <p><u>評価の方向性のポイント</u></p> <p>（1）評価は運営方針を踏まえた効果的、効率的なセンターの運営がされているかを確認するために行う。</p> <p>参考資料2・P21のように、計画作成から、実際の業務・自己評価と点検・改善・次年度計画へという一連の流れで評価を実施する必要がある。この計画とは本市では所沢市地域包括支援センター運営方針にあたるため、運営方針を軸に評価を進めていく。</p> <p>（2）評価の根拠となり、結果を反映させる先は運営方針である（地域包括支援センターも必要に応じ自ら改善を行う）。</p> <p>参考資料2・P21に、「効果的なPDCAの実現」とある。資料2の評価で得られた全体的な課題等については次年度の運営方針へ反映することとし、自己評価で得られた個別の課題等については各地域包括支援センターで改善を行うという方向性を考えている。</p> <p>（3）評価は運営方針を市とセンターが共有する段階と、実践を確認する段階の2段階に分けて行う。実践を確認する段階では、各センターが自己評価を行った後、市が各センターに訪問する。</p> <p>参考資料2・P20にある第2段階が、今回から新たに実施する「方針を共有する段階」の評価である。この段階の趣旨は、市と各地域包括支援センターが運営方針について共通の認識をもって理解し、目的に沿った効果的な運営ができるようにすることである。第3段階は、事業実施の評価になり、これは平成26年度までの評価の趣旨に近いものである。</p> <p>変更点としては、法律に「点検を行うこと」とあるため、各地域包括支援センターの自己評価後、市が各地域包括支援センターにヒアリングに伺いたいと考えている。</p> <p>（4）運営協議会が評価を確認することで、運営協議会によるPDCAサイクルが強化される。</p> <p>運営協議会の目的のひとつに、地域包括支援センターの事業のPDCAサイクルを確立させるための評価を行うことがある。</p> <p>参考資料2・P23のスケジュールにあるように、矢印がついた</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>四角が運営協議会の報告事項となっているので、年間スケジュールを立て、評価を実施していきたいと考えている。これにより、法律で要請されている地域包括支援センターの評価と、通知に記載されている運営協議会のPDCAサイクルがより効果的なものになると考えている。</p> <p>（５）運営協議会の結果を市とセンターが共有し、次年度の運営方針に反映させる（市とセンターが協働した運営方針づくり）。</p> <p>参考資料２・Ｐ２３のスケジュールでは、１０月に運営協議会で運営項目の評価結果についてご意見をいただいた後、１１月ごろに地域包括支援センターと市がその結果を共有する会議を開催し、運営の中で「良い点、課題である点」の共通認識を持つことで次年度の運営方針案を作成できるものと考えている。</p> <p>３．平成２７年度の評価について（案）（参考資料１）</p> <p>国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」が送付されたのが平成２８年１月１９日であったため、平成２７年度評価については、十分な時間を取って評価の枠組みを変えることが難しい状況である。そのため、平成２７年度の評価については、平成２６年度と同様に各地域包括支援センターが自己評価を行い、その成果を次年度計画作成に反映させるという流れで実施したいと考えている。</p> <p>評価票の様式については、資料２、Ｐ１からＰ１２までを平成２７年度の評価票としたいと考えている。これは、参考資料２・Ｐ１４にあった報告書の例示に基づいて、本市の現在の運営方針の内容が実践できているか確認できるよう変更を加えている。</p> <p>運営方針の項目を基にした自己評価項目では、各地域包括支援センターで「実施している／いない」を選び、実績値等を記載していただく。これを基に市でヒアリングを行いながら、平成２８年度の各地域包括支援センターの事業計画の作成につなげていきたいと考えている。</p> <p>４．平成２８年度の評価について（案）（参考資料１）</p> <p>事業年度開始前に行う、「保険者機能自己評価」と「方針共有の</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>自己評価」についてご説明をする。はじめに、資料２・Ｐ１３からＰ１６までの「保険者機能自己評価」であるが、これは、介護保険の保険者である市が実施するものであり、参考資料２の報告書の例示に基づいて作成をしている。評価の趣旨としては、運営方針の共有や、事業の実施体制の確保に必要な項目ができていくかといった視点から、市が自己評価を行う。</p> <p>次に資料２・Ｐ１７以降の「方針共有の自己評価」は各地域包括支援センターが実施するもので、市と運営方針の共有ができていくかの確認となる。たとえば、参考資料２・Ｐ１９、２０の「重点的に行う業務（地域ケア個別会議）の方針」だが、地域課題の把握や、自立支援型ケアマネジメントの推進という事業の目標の共有が図られることで、資料２・Ｐ２０の２－１事業の目的にあるような項目の実施につながる。このような評価項目を設定することで、各地域包括支援センターが改めて事業の目的を確認することができる評価票となっている。評価結果については、次回の会議にて報告する予定である。また、自己評価の評価票等については、随時来年度の会議にて説明したいと考えている。</p>
委員	<p>平成２７年度の自己評価と、新しく加わった平成２８年度の自己評価を両方行うということによいか。</p>
事務局	<p>両方行う。平成２７年度は実際運営がどうであったかの評価を行い、平成２８年度は事業開始前の運営方針が共有できているかの確認を行う。</p>
事務局	<p><u>議題（３）地域包括支援センター運営方針について</u></p> <p>この運営方針は、「地域包括支援センターの設置運営について」に準拠しており（参考資料２）、基本的な内容については昨年度までの運営方針を引き継いでいる。</p> <p>主な変更点は、議題２の評価に対応する事項である。</p> <p>概要を記入し、実施体制を明確にするため、Ｐ２に「５．センター業務の評価および改善の方針」を追加している。</p> <p>事業の評価をしやすいよう、事業の説明についてはこれまで本文に記載していたものを、各事業に共通する事項（資料３・別紙１－</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 共通事業説明書）・個別事業に関する事項（資料3・別紙2 - 1 個別事業説明書）に分けて記載している。</p> <p>個別事業説明書については、業務の全体像をはっきりさせるため、事業体系図を添付するとともに、「数値目標・見込」を追加している。また、評価スケジュール（参考資料2・P23）に基づく運営協議会の「運営項目点検結果」や「評価振り返り」が実施しやすいよう、「モニタリング後の中間評価」「次年度に向けた総括」項目も追加している。</p> <p>資料3・別紙2 - 1は地域包括支援センターの業務が多岐にわたるため、業務を表でまとめたものである。この業務を目安として、別紙2 - 2からの個別事業説明書の中に業務量を見るための「数値目標・見込み」という項目を設定している。この数値項目を設定した意図は、評価を重ねることで地域包括支援センターの業務の増加量を把握し、どのように実施体制を整理していけばよいか検討するためである。</p> <p>また、「モニタリング後の中間評価」「次年度に向けた総括」という項目がある。地域包括支援センターの自己評価を8月ごろに予定しているが、この際に、市が各地域包括支援センターを訪問する予定である。このヒアリングを通して、課題について事業ごとの整理を市が行い「モニタリング後の中間評価」に記載したものを10月の会議に提出する予定である。次に、11月ごろに地域包括支援センターと「良い点、課題であった点」を共有し、平成29年の1月頃の会議において「次年度に向けた総括」を記載した資料と、新たな運営方針案も提示したいと考えている。</p> <p>別紙2 - 26の地域ケア個別会議を例にとって説明させていただく。地域ケア個別会議は、介護保険法の改正を受け、本市では今年度から実施している会議である。地域包括ケアシステム推進の中心的な役割を担うものとして多くの自治体が力を入れている。事業の趣旨としては、国の要綱等を基に基本的なことを記載している。次に回数だが、平成27年度は各ブロック2回であったものを、平成28年度は3回に増加する予定で事務を進めている。そして、「所沢市の行動指標」「地域包括支援センターの行動指標」としてそれぞれ行うべき事項については整理した形で示している。地域ケア個別会議では、多職種連携、地域課題の把握、自立支援型ケアマネジ</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>メント推進といった複数の課題があり、それぞれに対応する項目を行動指標として掲載している。このように整理した意味として、市と地域包括支援センターが複数の課題がある中でひとつの課題の解決に偏ることなく、当初の目標にそって事業を実施し、評価を行えるようにするという考えから設定をしたものである。</p> <p>以上のように、評価を踏まえた運営方針の再構築、ということが来年度の運営方針の変更点となっている。</p> <p><u>議題（４）報告事項</u></p> <p>１．第６期計画における広域型特別養護老人ホームの整備について 所沢市第６期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、広域型特別養護老人ホーム８０床の整備を行う事業者が決まりました。事業者は社会福祉法人栄光会で、整備予定地は北原町１３７５番地２である。</p> <p>２．第６期計画における地域密着型サービスの整備について 所沢市第６期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、平成２８年度に開設をする、認知症対応型共同生活介護および小規模多機能型居宅介護併設施設の整備法人が決まりました。</p> <p>１法人目が医療生協さいたま生活協同組合で、整備予定地は中富１６２２番地で、介護老人保健施設さんとの隣接地である。もう一つの法人が株式会社日本ライフデザインで、整備予定地はこぶし町１２２２番地の１である。</p> <p>３．条例改正について 次に、条例改正について報告を行う。地域密着型サービスについて人員・設備・運営に関する基準を定める厚生労働省令が平成２８年４月１日を施行期日として改正されることから、二つの条例の改正のため本年第１回定例市議会に議案を上程する。条例の一つ目が「所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」二つ目が「所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」である。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局・委員	<p>主な改正点としては、認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議を設置し、おおむね6ヶ月に1回会議を開催することを義務付けることである。</p> <p>この運営推進会議とは、利用者やその家族、市職員、地域住民の代表者などに対し、提供しているサービス内容などを報告し、必要な助言や要望を聞くもので、現在は、認知症対応型共同生活介護等に規定が設けられている。介護保険法の改正に伴い、現行の通所介護事業所のうち、厚生労働省令に定められた定員以下の事業所については、地域密着型通所介護として、平成28年度から地域密着型サービスに移行することになった。そのため、人員等の基準を条例で定める必要があるが、1年間の経過措置が設けられているので、平成28年度中に条例改正を行うこととする。</p> <p><u>（その他）</u></p> <p>地域包括支援センターについて 地域包括支援センターの委託に関し、前回の会議では選定について検討させていただき旨お伝えしたが、平成29年度からの契約について、次回の会議から選定に関して議題を設けたいと考えている。</p> <p>吉本委員の受章について 吉本委員は平成17年7月1日から10年間にわたり、推進会議委員として活躍していただき、昨年11月14日に所沢市表彰を受けられた。今後ともお力をお貸しいただきたい。</p> <p>所沢市民フォーラムについて 2月5日に、市民方へ生活支援体制整備事業について普及啓発するためにフォーラムを開催する。</p> <p>食育講演会について 2月11日保健センター多目的ホール食育講演会を開催する。女子栄養大学の西教授に講演を予定している。</p> <p>あったかところ地区介護フォーラムについて</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>認知症を大きなテーマに、認知症になっても暮らし続けられる地域づくりや認知症の予防などについて、催し物を企画している。当日は、映画・寸劇・講演を予定している。</p> <p>平成28年度からの高齢者支援課と介護保険課の配置について 平成28年度より、高層棟1階西側に高齢者支援課と介護保険課が並んで業務を行うことになった。</p> <p>以上報告を行った。</p> <p>閉会にあたり、副委員長より挨拶がある。</p> <p>閉会</p>